

## 自由討論

**稲生** お話の中では、規則を守らせるという形ですときている。規則を守らせる為には防衛省、官庁とかに使命感を持って守らせる、守って行くという状況が絶対に必要なんだということになるわけだが。ここでもうひとつ、守らせられないというのは安保関係を放っておいて、日本が自立するための方策をとっていないために、というところが大きくあるということ。もうひとつは、先ほど防衛省の担当官という事を言われたが、政治家の考え方も問題であろうと思う。これを読まれてどういうふうを感じるか。

**河井** 私がプリントを読んで理解した限りでは、提言2に注目したい。条約で決められた事は日本の意思ではコントロールできない。条約による支配をやめて、自衛隊の管理下に置くと、国内法でコントロールできることになる。そういうふうな提言がここでは鮮やかに出てきている。

**稲生** 条約ではコントロールできないから、自衛隊が主体になって、これは防衛省だろうが、コントロールしていく体制を作っていくということだろう。そういうことが可能なんだろうか。

**河井** 日本がコントロールできる体制を作ることを提言したいというのだろう。

**津田** 可能か不可能か。実施する側が法律を作るわけだから、そういったところが一番苦しいところ。

**河井** でも一番大きいところかもしれない。

**津田** そういったところで、これは世論喚起の道具にならざるを得ないと思っている。日米安保や基地協定があるままで、何とか解決する道があるとするれば、こういった事かなど。そこまでしかできなかった。

**河井** 安保とか地位協定とかにいきなり挑戦するのはしばらく保留して、日本の国内法でコントロールできる状況にするということ、重要な基地公害はかなり乗り越えられるんじゃないかということだろう。

**津田** 乗り越えられるというか、「日本の法律を米軍にも適用する」という「政府見解」がある。岩国空港も第一種飛行場になる。これはあきらかに政府見解があるということ。日本政府に法律を適用するという姿勢があっても守らせられないのは、ひとつは罰則規定がないということだろう。騒音判決では、第三者行為論として米軍の飛行差し止めができない、裁判でも米軍を拘束できないとしたら、日本政府を拘束して騒音被害を解消する方法を模索した。模索した結果がこうであった。

**南部** 私は前回出なかった。あったのだろうと思うが、日本とアメリカの間の合意による飛行協定、これはちゃんとあるのか。文書として存在しているのか、日米間で。

**津田** 低空飛行協定というのが何年か前に結ばれている。おそらくあとは何もないだろう。航空法は適用除外にするというのがあるので、結局は不利なわけだ。だから無いようなものだ。

**河井** 私は単純に考えて、要するに国内法が適用できるように切り替えるという狙いではないかと思う。

**津田** 米軍は自由に飛行できるということは与えられている。だが騒音には法律を適用す

るよという政府見解があるので。この ③ のところでも、騒音を規制するデシベル値で距離や高度を規制していく。適用される法律から、それを守りなさいということになれば、自然に、距離は離していかないとならないので、市街地の方は2,000mの高さ。

河井 「基地管理者」という言葉が使われている。これはアメリカ側か、日本側か。

津田 これは基地を返還したうえでのことだから日本側だ。自衛隊として書かなかったのは、国が管理するのか、自衛隊が管理するのか、その辺が判らないので、あえて具体的な表現はしていない。

河井 防衛省の範囲内か。

津田 まあいけば日本。

河井 このことを「提言」に書く必要があるかどうかは別にして。

津田 この辺になってくると、言葉使いとか表現とかいうのは難しい。これがすべてという事じゃなくて、考え方としてこうなんだというまとめになっているとご理解いただきたい。

稲生 守らせるという事は、基地返還の後にという事でないと、議論ができないだろう。

津田 安保条約や地位協定がある以上は、そうだ。

稲生 規則はあるけれども有名無実だ、そこを飛ばして提言していくというのもどうかという気がする。そういう問題を解決しておかないで規則を守れということが可能かどうか。

津田 おそらくそれは可能じゃないかと思う。要は両政府の責任を、罰則規定を設けて、例えば管理者が罰則を受けるわけだ、世論的には違反が明白になるではないか。苦しい論理ではあるが。

河井 この提言には答だけが書いてあるのだと思う。それに必要な法的な関連措置を全部整備するということが当然行われなければならない。日米安保との調整も、合うように調整しなきゃいけない。地位協定も同様に考えなくてはならない。

津田 これだけという事ではなくて、「はじめに」の最後の段落にある「人の問題」だ。

平岡 疑問点はいろいろあるが、基本的にいうと、やはり日米地位協定をちゃんとしなければ、国内法をいじろうとしてもいじれないという点もあるし、いじっても目的は達成できないだろう。例えば、津田さんの提言の中に「基地の返還」というのがある。しかし普天間基地を移設するとき、「嘉手納以南の米軍基地を返還する」という事をアメリカが言っているように、返還するという行為は、アメリカが了承しないと実際にはできない。自分達の活動を縛るような事を米軍が同意するかというと、決して同意はしないんじゃないか。仮に返還させて自衛隊が管理するようになったとしても、自衛隊が米軍にどういうふうに規則を守らせるかという問題がある。今までは法律を作ったって、協定がある為に、米軍は尊重義務しかなくて結果的に守らなくていい、何のペナルティも無いという状況の中で自衛隊が管理することになっても、自衛隊がどうやったら米軍に守らせられるか、という最終的には地位協定のところで、自衛隊側にその権限がしっかり担保されないといけないんじゃないか。基地管理者に罰則規定を設けるとしているが、例えば騒音を起こしている本人、パイロットが必要以上に近くを飛んだとか、早いスピードで飛んだとかには、パイロットの責任の部分もあるだろうし、パイロットにそういう運航をさせる部隊指揮者もあるだろうし、指揮者に守りなさいよという管理者も登場するかもしれない。実際に音を

起こすのは別の人だから、そのところは基地管理者が十分な注意義務を果たしていなかったということと結び合わせない限りは、罰則を適用する事はむずかしい。全体責任みたいなところで罰則を適用するっていうことは、基本的には考えられないので、団体としての国の責任を認めるというのはあっても、個人に罰則をかける懲役とか禁固刑とかを科すということは、個人に落ち度がなければ、難しい。

**津田** 適用とすれば環境保護法、規制法にはそれぞれ罰則規定があるわけだから、そこを事業者、工場や下請け、従業員を含めて規制しているのだろう。適用 という問題は個人、法律の適用の仕方難しいなとは思いますが。苦しいのは苦しいのだが、地位協定、日米安保条約の改正などと、どちらが改善の可能性があるかである。規制するというよりは、世論喚起のためということで考えたい。適用するという政府解釈はあるから、ちゃんと守らせる。現に普天間の高裁判決でも判決文に入っている。

**河井** 米軍に、国内的な基準でこうすべきだと言う、ということなら、そのほうが日本人にはわかりやすく、説得力がある。それをどうやってやるかというのは次の問題になるが。

**津田** 日米地位協定、安保条約を改定しようというのは難しいし、どこをどう変えたらいいかというのがまずわからない。廃止するというなら話は簡単だが。

**平岡** 普天間基地の福岡高裁の判決が引用してある。騒音防止協定（飛行協定と同じもの）と書いてあるけれども、騒音防止協定というのは厚木基地における騒音に関する協定を指しているのか。

**津田** 各基地で協定が作られている。

**平岡** 厚木周辺に適用される飛行協定もあれば、普天間周辺に適用される飛行協定もある、それを騒音防止協定と言っている訳か。騒音防止協定を遵守させていないという言葉で書いてあるが、では遵守させるためにはどうしたらいいのかというようなことについては、何か具体的な方法を言っているのか。騒音防止協定を遵守させるとすると、やっぱり法的拘束力を持たせる為には、地位協定から降ろしていかないとできないだろう。

**津田** 私は、法律の考え方というのはよくわからない。つまみぐいで文章をつないできた。法律は適用できる、普天間高裁判決もさせなさいと言っている。それでも守られないのは拘束力がないから。拘束力をもたせない。守らすというのは人の意思の問題だ。

**南部** もう少しシンプルに現実に則して質問してみようと思う。今、平田地区で夜間にうるさかったりする。そうすると市役所の窓口に飛行機の騒音がうるさいぞとクレームの電話をかける。それが集まってくると、市としてはそれを「基地に言う」と言って、たいてい終わり。しかし、基地にどういうルートで言って、要するに日米地位協定のどこに基づいてむこうに守らせることができるのかということが、すごくあいまいのように思う。日米地位協定の中に環境規定というのがどれくらいあるのか、夜間飛行の騒音を含めて。どんなふうなんだろう、ほとんど無いのか。日米地位協定というのを細かくみていないから。

**平岡** 地位協定は原則的なルールしか書いていないけど、たぶん日米合同委員会みたいなものを作って、基地ごとに作ってあって、そこで騒音問題についてはこういうふうにやっていきましょうというように日米間で合意をしてやっていく。ただ合同委員会とか基地ごとに作られている委員会で作られたものについては、強制力があるものじゃないから私もわからないが、南部さんが言ったような事がある時に、市から基地に文句を言うと、「わか

りました、今後注意します、今後発生しないように頑張ります」って言って、それでおしまい。これですうっと来ている。米軍が必要と考えれば、電話が来たって「これは必要があるからやるんですよ」ということしかないような気がする。

**津田** 岩国の協定はどういうことかという、努力目標のような文言だ。その上に運用上必要な場合は適用しない、ということなんで、もう市もいちいち抗議するのを嫌がっている。言っても、運用上必要という。

**河井** 具体的な例をちょっと。岩国日米協議会で、盆8月13日から16日までは「飛ばないようにする」という申し合わせをしているのに、今年の8月15日には周防大島町や廿日市で米軍機がかなり飛んだので、「瀬戸内ネット」が基地政策室に行って抗議の申し入れをしたのだが、「飛ばない事にはなっているが離着陸は含まれていない」との回答だった、飛ばないで離着陸することはできないはずだ。日本語としてはまったく判らない回答である。また「市民から苦情電話がなかったから、基地へ抗議することもしなかった」とのことだった。

**津田** 岩国市はもう基地に言いたくないのだ。

**河井** 騒音があると電話してくるが、今年のお盆はほとんど電話がなかった、だから言う必要なかった。言わなかったし、これからも言わないと。申し合わせでお盆には飛ばないということが明記してあるのに、それにたいして何の抗議もしない。

**平岡** 言うか言わないかは別として、言ってもしかたがないから言わないということじゃないか。

**河井** そうではない。言う必要が無いという回答だった。

**津田** 各基地の協定は日米合同委員会で決めた事だが、低空飛行訓練の飛行協定の飛行高度と齟齬がある。航空機騒音に係る騒音基準にしても、逃げ道を作っている。ある期間達成出来ない場合は、防音工事を行い、すみやかに環境基準に達することなのだが、「すみやかに」がいつまでたっても進んでない。守らしてない、守られてない。

**稲生** びっくりしたのは、補助金を出して防音工事をさせる。環境基準の達成義務があるが達成していない。基本的に防音工事の計画があって、どういう形でチェックされて達成するかを見ているかという、見てない。全くザル法的なやりかたでやってきている。もう一つは平岡さんが指摘した法律の問題で、国民にとっていい判決が出たとしても、行政がそれを守らなかつたら話にならない。判決の意味というのはどういうことか。

**平岡** 判決は、守られなかつたら、間接強制力として金銭的な観点で強制して行くとかする。当然強制力がなければ、国家権力が判断しても意味がないわけだから、強制力を必ず裏に持たせるわけだ。本当に法律違反、憲法違反を行政が行っているものがあれば、それに対して損害賠償請求のような形でお金をとることもあるが、差止のような形もある。だが、差止まではできないというのが今までの裁判でいくらでもあるが、我慢できないような余程ひどいものがあれば、差止の命令をすることもある。それを聞かないでそれを国が続けていたら、その行政行為は無効という事になってきて、誰でもその行政行為を無視していいという事になってくる。どうやったら強制力がついてくるかというのは、裁判所も考えてやらなきゃいけないと思う。

**河井** 基地に対する損害賠償がある。損害賠償は罰則とは違うのか。

平岡 損害賠償は民事的なもの。国家賠償というのものもあるが、それも損害賠償の一種で、もともと民事の世界がカバーしてる分野だ。

河井 罰金ではないのか。

平岡 罰金は罪刑法定主義の下で課されるものだから、こういう事をしたら罰金いくらと、行為の種類と罰金の上限とかが定められていて、適用されるものだ。刑罰の一種。

稲生 安保とか地位協定を守る、守らないについては、日米合同委員会でアメリカ主導で全部決められてしまうだろう。(守らない事への) 罰則は、国内法とは関係ないのか。

平岡 米軍に適用されるものは、ない。

稲生 そこが問題だと思う。

平岡 仮に「適用する」という国内法を作ったとしても、裁判所からは「適用されない」という判決が出る。地位協定をちゃんとしない限り、だめだ。

稲生 一番最初に書かれたように、地位協定の項目があがっていた。

河井 もともと厚木基地は日本政府の管理下に置かれているものだと読んだように思う。

(常磐重雄 (弁護士):「厚木飛行場は日本に管理権のある施設であり、これを米軍に使用させているのであるから、その使用許可について、何ら被告に権限がないなどということとはあり得ない」。『第四次厚木爆音訴訟原告団ニュース』43号)

津田 厚木は自衛隊だ。

河井 岩国基地もそれと同じようにしようという意味か。

津田 同じようにということではなくて、米軍に規制がかけられないのなら、日本政府に規制をかける。そのために米軍管理のもとではだめで、返還してもらって自衛隊の管理下です。そこで発生するものは日本政府で責任を持つ。

河井 岩国と厚木とは管理体制が全く違うのか。

津田 岩国は米軍の管理。厚木は自衛隊。

河井 厚木の騒音は、自衛隊管理下に置かれてもコントロールできなかったということか。

津田 それは、ひとつは法律を適用するということになっておりながら、罰則規定がないから守られない。守っていないし、守らそうともしていない、ということに繋がるんだと思う。あくまでも地位協定をよそに置いておいてのこと。平岡さんが言うようにこの問題(地位協定?)でできないという事なら、でやってしまったら、この話はできないわけだから。だからこれ(地位協定)をよそに置いておいて、なんとか合理的な説明ができないかなと。そういうことでまとめたのが今回の提言だ。

平岡 米軍が米国内で活動する時にも、似たような問題を起こしている。オスプレイの問題の時に、たとえばハワイとか米国本土の方でもあったが、いろいろな影響を与えるから飛行差し止めになったとか、飛行が延期になったとかあったわけだ。米軍は米国内で活動する時には米国内法の適用を受けて、強制力を伴った形で自分達もなんらかの制約を受けるということだ。それがなぜ日本でできないのかという問題意識の方が素直なんじゃないか。日本で活動するなら日本国内法に従って行動すべきじゃないかということだ。「じゃあ具体的に米軍の活動の中で、日本の国内法が遵守されていないことによってどんな問題が発生しているか、その分はちゃんと国内法を適用されるようにすべき」というような問題提起をしていく方が、考え方の一つの筋じゃないかなという気がする。

河井 日本側からいえば、今岩国基地は治外法権なのか。

平岡 実質的には治外法権なんだが。一応、日米地位協定に基づいているいろんなことが決められている。

河井 日本の法は適用されない。昔の香港と同じだ。

平岡 税金が適用されないとか、犯罪が発生した場合の取り扱いであるとか。環境基準の適用、騒音だけじゃなくて公害関係。

河井 ま、植民地だ。

南部 爆音訴訟のことで、2010年に福岡高裁の判決が出た。この時被害者には金を払うとかいうのは付帯で出ているわけか。それは逆に言うと、実際に事故を起こしたのはアメリカなんだけど、国が代替して金を払っているという事になっているのか。

津田 本当はアメリカが負担しなくてはならないが、日本が代わりに支払って、米軍に請求しなくてはならないが、それをしていない。それもやっぱり地位協定で。米軍事故で被害を受けてアメリカが支払わないと言ったら、被害者は困るから、その時は日本が代わりに立て替える、というような主旨でできたんだろうと思われる一文がある。すべてそうだ。

南部 米軍には請求していないんだな。

津田 普天間の判決でこういう一文が入って、普天間は賠償額が2倍になった。国の責任が大きいからということで。今回は厚木は一切そういう事は入っていないから、今までとあまりかわらない。普天間は賠償額を決めるにあたって、当時の交通事故死亡者の賠償金にくらべると今回の判決時の自動車事故の賠償額が2倍強で、それからしてこの額が妥当であるという出し方をした。厚木は今までどおり。

平岡 騒音の損害賠償について、例えば判決は「環境〇〇法に違反した。だから損害賠償を」というような表現ではない。民法上の不法行為みたいな、一般的な法律概念の中で構成して損害賠償義務を認めている。

津田 そういうことだと思う。

平岡 騒音を発生させるのが米軍だった場合、どういう論理で損害賠償を支払うのか。実際支払うのは、日米地位協定なんかで日本側が立て替えて払うにしても、「米軍が騒音を起こしていることが違法だ」ということを認定しているのか。

津田 飛行差止は、第三者の行為だから止められない。でも騒音は違法なので、被害を受けているのだから賠償金を出しますという。

平岡 「違法な行為で」というのは、行為の原因者というのはい米軍だろう。自衛隊もいるが。自衛隊と米軍の両方だ。米軍が不法な行為をしているという認定が裁判所でされてるのか。

津田 米軍とは書いていない。普天間は米軍しか居ない。厚木の場合両方いる。

平岡 違法という時にどの法律に照らして違法なのかというと、たぶん民法とかだろう。民法が米軍に適用されているということか。適用されて損害賠償義務はあるけれども、義務は日本が代行してやるという仕組みか。そういえば地位協定にそんなことが書いてあった。

津田 法律については普天間以前は知らない。厚木では、法律のことはなかったと思う。米軍の飛行差し止めはできないが、自衛隊は飛行できない。

**河井** 今度飛行停止の判決がでた。あれは守られるのか。自衛隊はそれを守るのか。あれは夜間飛行の時間帯の規制だった。

**津田** 実質規制がかかっている範囲内の事のようにだ。

**河井** 厚木の人はずいぶん喜んでた。

**津田** 飛行停止の判決が出たというのは大きなことだ。僕が（判決文を）読んだ時、実質的にはあまり自衛隊が問題になるような内容じゃないなと思った。

**河井** 禁止時間帯に飛んだ場合には罰金が出るのか。

**津田** なにもないから、将来も認めないわけだから、また裁判を起こすしかない。賠償を求めるなら、将来分は認めていない。

**河井** 一般にアppealするという意味で、この提言は解りやすく効果があるのではないかと思う。ただ厚木は自衛隊の管轄下であるが、ほとんど手の施しようがない騒音状態で、戦後から今日まで来たということについて、なぜ規制できないのかということ調べておく必要がある。ここではやれるかやれないかを議論するのではなくて、自衛隊の管轄下に置けば日本の基地である、その原則でやらなきゃいけない、そういう原則を確立しなければならぬという事をここでうたっているのだと思う。それが実行されるよう法的、制度的調整をしていくという課題が残る訳だが、それは今後の問題、というように考えれば、厚木が自衛隊の管轄下であっても全然規制できていないというのは、やっぱりおかしい。そう主張するための論拠になってくるんじゃないか。だから原則をはっきり出すということの意味は非常に大きいと思う。

**南部** シンプルに考えると、我々一般の市民が爆音の公害にさらされている、その時にできることは何かというと、例えば岩国だったら市役所に文句を言う、あるいは訴訟に訴えるという事しかないわけだ。具体的に岩国市の場合、5年でも10年でもいい、その間に一体どれくらいのクレーム（苦情電話）が入ってきたか、どれくらいの件数があったのか、それにたいして市は基地にどういう事を言ったのか、これは記録として残っていきやいかん。その情報公開請求をする。

**河井** 岩国市はこれまで基地にどれくらい言ってきたのかということを知りたい。

**南部** そうしたら岩国市がどのくらいの位置にいるかという事がクローズアップしてくるだろう。それをやらないと具体的には何も進まないだろう。もちろんここに書いてある通りに、日本の管轄下にしてやっていくことは、将来的にはそれが一番良いことなんだけど、今の状態じゃすぐそこまでいかない訳だから、具体的にはそういった手段をまずやっていきやいかないのではないかと。これまでに情報公開で（データを）とったことはあるのか。

**津田** ない。

**河井** このあいだ個別にきいた。基地に言ったのかと言ったら、解らない、これから調べるということで、回答無しだ。

**南部** だけどそれははっきりする必要がある。

**河井** 情報公開請求を文書で出すべきだ。私は口頭で言ったのだが。

**南部** それをまずやる必要があるんじゃないか。そこからたぐっていかないことには、類推ばかりになってしまう。

**河井** 同じことを次号の『静かな空』に書く。周防大島町にもそれが言える。周防大島町では、私のところよりもっと騒音がひどいのは三蒲だ。戸村さんの写真を掲載するが、しょっちゅう飛んでいる。そういう実態を見ながら、基地問題についての委員会がまたできた。前にできたのが開店休業になっていたが、7月に新しく「岩国基地関連対策特別委員会」が任命された。しかしそれが何をやってるか全然わからない。「何をしたのか」の情報公開請求をしなくてはいかんなど思っている。

**南部** 情報公開請求の母体を何でやればいいのかわからないが。基地対策課へ行ってこの問題はどうか聞いて、きちっと回答してくれという事を文書に書いて要求する。はっきりしないのなら情報公開請求をやるという格好にしたらどうか。そうすれば、岩国市が米軍には何も言っていないとか、もっと具体的にわかってくる。それからやらないとまずいような気がした。

**河井** それをやってからでないとものが言えないというのでは、ものを言う日は来ないだろう。今回の提言で枠を設定して、こうでなくてはいけない、それをまず実行しようと提言する。それを実行するために必要なことがらが出てくるだろう。たとえば地位協定を改定するとか、日米安保をどうするかとかが、当然出てくるから、それについて今後さらに検討しようというのを、提言の最後に一行付け加える。

**南部** でもやっぱり我々の窓口は岩国市だ。2・3日前にも防衛大臣が来ている。お礼を申し述べてお帰りになったと新聞記事が出ていた。じゃあ、その時こういう問題提起を市長としてしたのですか、ということになるだろう。そういう仕方をしていかないと。

**平岡** 山口新聞を今日見たら、KC130の15機がやってくることに、防衛大臣は「いろいろと負担をおかけしますが」と言って、負担があるという事を認めたいうで、感謝をしている。自ら防衛大臣が「負担がある」と言ってくれているのに、福田市長は、地元には負担があまりないようなことを自分で言っている。奇妙なやりとりだ。福田さんは言いなりだから「始めに受け入れありき」ということでそういう発言になってしまうのか。小野寺防衛大臣が、「今回の移駐は18年経ってようやく実現した。地元の負担を政府として重く受け止めている」と言い、それに対して福田市長は「KC130については住民生活に影響はほとんど無いと思っているが、基地周辺の安全には万全を期すように申し入れをして欲しい」と言った（笑）。

**南部** そうしたいって言うように僕は受取るのだが。福田さんの態度をみていると。

**平岡** ここで福田さんの事を言ってる場合じゃないが、彼個人の話ではなく、やっぱり出自が自民党から出てきた政治家でもあって、先輩の国会議員とか古手の県会議員とかいる、そういう人達から言われると、もうそれに逆らえないのだと思う。彼らに応援してもらって市長になっているというようなところもあるから。

**河井** 今日は基地災害の面から詰めていこうとしているが、その点で岩田さんに、由宇町の立場から考えて、こういう「提言」でいいと思うか、聞きたい。

**岩田** これは提言だから、提言2の、米軍基地を日本に返還させて自衛隊の管理下でやるというのは、良い発想だと思う。ただこれを今パッと提言して、国民がどういう理解するかという事に関しては、今平岡さんが言ったように、アメリカでは国内法でされているのに、日本ではそうでないとか、そういう文章を入れたら、ある程度理解が得られるんじゃない

ないかと思う。安保条約を破棄しろとか、地位協定を変えろというのではなく、自衛隊の管理下に置けるなら国民が支持すると思う。

由宇に関する事ではないのだが、市と市の政策課に苦言がある。提言とは直接関係ないが、騒音にかんすることなのでちょっときいてもらいたい。実は 2006 年の厚木から岩国基地にくるといふ提案があつて以来、2007 年に防衛省が移駐後の騒音予測コンターを出した。その後 8 年にもなるのに、全然変わっていない。沖合移設が行われ、飛行経路も変わっているから、当然コンターといふのをやってもらいたい。去年 6 月の議会で重岡さんが飛行経路つまりルート进行调查しろと言おうとしたら、すでに約束しているといわれた。6 月の議会で。守られていない。なぜかと言ったら、市は沖合移設をやつて海上を飛ぶから、住宅の上は飛びませんといふ。コンターが無い、飛行経路の発表をしていないからわからないが。実際は民家の上をどんどん飛ぶ。これまで飛ばなかったところを飛ぶ。周東地区の集落から海上を通つていくのが日常の事だ。編隊をくんで由宇の上を通る。岩国市で上空を通るのは神東地区と大竹。日常的に飛ぶのは周東地区と神東だけだ。そういうことがあるので是非、ルート进行调查して考慮してもらいたいといふのが一つある。

それともう一点は、住宅防音工事の問題。私らのところは入っていないが、1992 年、今から 20 年前、当時の防衛庁が矛盾だらけの線を引いた。ふるさと指数の W 値といふのがあつて、W 値 75 以上といふところの防音工事をやろうといふことになつて線を引いた。その後 20 年もたつて飛行経路も変わつて、米軍機も増え、一キロ沖合移設したのに、全然みなおしていない。わたしらのところをやつてもらいたくて言っているのではないが、国費を使つてやっている。本人負担 1 割でエアコンやサッシが 10 年ごとに取り換えられる。20 年で 2 回やつた人もいる。そういう差別といふか、ほつたらかしてきている。これは、9 割国費でやっている。防音工事をする地域の線引きの見直しをしてほしい。移駐がすんでからやるといふ。川下地区は 4 億円。爆音は 80W 以上といふ。国際基準は 70W 値だが、75W 以下は全然考慮されない。75W 値といふ基準の見直しはできないか。こういう矛盾があることを言わないといけない。当時の予定は 400 戸だつた。それ以後たてられた家は対象外。

提言 2 は良いと思う。日本の国なんだから、基地を返してもらつて、自衛隊の管理下にすれば、いろんな改善が出来ると思う。

津田 これが防音工事をしているところか。(プロジェクターで説明)

岩田 再編後のコンターをみると、由宇地区はほとんど 75W 値以上のところはなくなくなつていっているが、神東地区はあらためて 70 地区が増えると向こうが言っている。

河井 (大島の) 文珠山からみると、神東地区の上を飛んで基地へ入る。

津田 神東がうるさいのは防衛省の測定でもはっきり出ている。80W 値を超えている。最近は落ちていっているが。

白木 W 値といふのは何か。

平岡 デシベルといふのは瞬間的な音の高さで、W 値といふのはどの時間帯にどれくらいあつたかといふのを累積して、夜間に数値が高くなつて合計して数値が 75 になるかならないかといふもの。「うるささ指数」とよばれている。

津田 W 値の計算は、一回の飛行の航空機の騒音値のマックス(最高値)を拾つて、それ

が何回あるか、一日に何回あったか、ずっとそれを足していく。デシベルはエネルギーだから、平均するときエネルギーで平均化してデシベルに戻す。それを一日に平均する。

白木 飛ぶ回数が変わればかわるわけだ。

津田 夕方は5デシベル、深夜は10デシベル足している。人間の感覚を織り込んでいる。騒音というものは、人間の感覚によっても被害度が変わる。これは法律も認めている。エネルギーに変換して70Wとか75Wとかという出し方をする。エルデンも同じ。3日間連続測定して、航空機の騒音を引っ張り出して（抜き出して）、これもやっぱり平均する。W値より数デシベルくらい低い。(Lden=エルデンはW値の計算式知覚騒音レベルの定数13を除いた計算だから、W値より低い値になる) 考え方は同じ。

河井 そのやり方だと一回ガーッと低空飛行をやったというのは騒音とはみなされない。低空飛行というのがそれだ。山の間をグワッと上へ上がっていくという。一回やったらもう十分な騒音だ。しかし一回じゃ騒音とはみなされない。

白木 子どもの頃うるさいと思ったのは、エンジンの地上噴射。あれがものすごくうるさい。最近あれを聞かないなと思うのは結局、遮蔽板が何かの中でやってるんだろう。

平岡 白木さんが言われたことは車地区だとまだ言っている。地上でエンジンを吹かすというか。遮蔽物、構造物が建って構造物が邪魔するだろうが、まだ近いところはあると言っている。

白木 昔ほどではないだろう。

津田 騒音だが、飛行機が近付いてきて遠のくと、こういう感じになる（正規分布のような山型のグラフを示す）。マックス値が一番高いところ。騒音の表し方は、山型の騒音分布の10秒間の総エネルギーが、「単発騒音暴露値」という騒音の表し方がある。これは必ずマックス値より高くなる。もう一つはマックス値をとる考えかた。他には、単発騒音暴露値を回数でパワー平均化する等価騒音値という騒音の表し方がある。その考え方（等価騒音値）を一日にしたのがW値で、一秒あたりの平均値になる。一秒あたりのエネルギーを出してデシベルに換算する。

白木 これ（W値）は連続的になってるわけですか。そうするとたぶんこのW値はジェット機がドーンとやるよりもうるさく（大きく）なるという事はないのか。

津田 エネルギー値だからそういうことはないだろう。

白木 やっぱりジェット機の方がうるさい。

津田 あくまでも平均値だから、ジェット機の飛行回数が少なくて、プロペラ機が多いとパワー平均と言いながら下がる。

白木 例えばJRの線路のそばに住んでてゴトゴトいつも同じパターンで電車が通る。そうすると慣れちゃってそううるさくない。車が不定期に通るとそっちの方がうるさく感じる。そういう意味で飛行機はうるさく感じるのかも。

津田 急に音がするとたまげる。ジェット機というのは速度が速いから急に音がくるわけだ。慣れという問題もある。列車のように慣れたら子守唄のようになる事もある。だが不快になると全く眠れなくなる。感情の問題が入ってくる。

白木 広島で時々ドカンと音がするのは、あれは衝撃波だろう。音速をこえる時か？

岩田 あれも被害が出ている、苦情電話がはいるらしい。爆弾処理の音だ。

津田 衝撃波、前はよく聞いたが、今頃あまり聞かない

白木 (その理由は) 飛行機の衝撃波はスピードを落としているのだろうか。

津田 いや音速をこえる時にでる。

白木 そうだとするとスピードを落として、市街化地域に入ってくると音速以下で飛んでるのだろうか。

津田 それか翼の性能が良くなったのか。近くで見ると圧縮波が翼の両端に出ているのが目で見える。相当な速度だろうけど、衝撃波は聞えなかったなのでその辺はわからない。両端から圧縮波が出ているのは間違いない。

白木 それは衝撃波だろう。今度の艦載機が来て、あの上昇時のエンジン出力の方でも更に音が大きくなるのだろうか。

岩田 大きくなるだろう。今度は回数も増えるし、由宇の方にも来るだろうが、今現在の時点の調査をしてもらわないと。編隊が来てからやるとかいつているが、それではね。我慢の限界なんだ。計ったものは ホームページに出している。西と東の入り口は民家はないが、確かに高い。南と北の民家があるところで計てみると旭町が。あれが神東かね。移駐がすんだら飛行回数もすごい。当局の予想コンターも一日 337 回が 389 回になり 52 回増える。自衛隊といっしょで。2006 年の予測コンターで、自衛隊機も含めて一日飛行回数が 52 回増える。だから大変なことになるのは判っているのだが、来てからじゃ騒いでもしかたない。今言っておかないと思っであらゆる機会に言うんだけどなかなか。

河井 津田さんの提言の中には防音装置の事はでてこない。防音工事という考え方はしないということなのか。

津田 防音工事はあくまでも暫定措置。法律は屋外で聞く音について規定してあるわけだ。ここでは防音工事は考えていない。

河井 防音工事でごまかすようなことがあってはいけないということ、どこかに入れて欲しい。

津田 書くのはいくらでも書けるが。

岩田 爆音訴訟に 75 人が提訴しているが、新しい家はやかましいところに建てたんだらうといわれる。国費を使ってずっと 20 年間、私らは放置されている。矛盾だらけで、20 年間見直しもない。いずれ機数がすごく増える。

津田 国際基準があった。これまで触れると大変なことになるんで触れなかったが。これはヨーロッパのガイドラインだが、ものすごく厳しい。身体に影響するデシベル付きなんだが、30 から 40 デシベルくらい。それくらいの音がしたら睡眠を妨げられるということだ。これでは 35 デシベルでも不満感が出る。50 だと高血圧になる。

岩田 病気になる。難聴になったり。

津田 こういったデータがある。だからヨーロッパはものすごく厳しい。

河井 これは何という基準か。

タイトル : *Summary of night noise guide lines for Europe* 「国際夜間騒音ガイドライン」

津田 これ (ガイドラインにある松井のなめの方) は京大の松井先生だと思うが、日本の騒音公害の専門家。

平岡 日本でも民間機に適用されるものとしてこういうものはあるんだろう。米軍に適用されるかは別にして。

津田 でもエルデンでしか規制していない。以前のW値がエルデンに変わった。

? われわれがこれを作ったとき、騒音規制で申告させられる。終わった時実際計りに来る。

白木 航空機とかコンプレッサーとか 昼夜間総合したガイドであろうが、航空機に限らず、連続的な騒音と瞬間的な騒音とをうまい具合に評価してるだろう。航空機とは限定していないようだ。

平岡 これが全部自衛隊だったら我々はどう対処すべきか。実は大和市に住んでる知人がいて、「こんなものじゃないよ」と言っていた。

河井 岩田さん、防音工事の件をどのように提言に盛り込んだらいいか。

津田 小松基地も自衛隊の騒音訴訟を起こしている。あそこは基地の騒音訴訟を一番最初におこしている。防音工事はどのよう取り込んでいくか。

河井 防音工事はむつかしい。今ある騒音は仕方がないから、耳を塞いでなんとかすませようという、その基準みたいなものだろう。

稲生 防音工事は工事して効果があったのか。

岩田 やった人から聞くと良くないという。

稲生 役にたってないというのはずいぶん聞く。それに国はお金をつぎ込んでる。

津田 防音工事をやったら、W値によって違うが 20~25 デシベル下げる基準になっている。それはどこを狙ってるかという、55 デシベル。窓を閉めれば少しは音は変わるだろうが。この基準には達成していない。日本家屋は木造であるし、個々にみな違う。モデルを作って実際に計って決めたということなんだが、達成していないのは事実で、現場で施工後の騒音測定はしてない。

白木 家族数によっても部屋数が違う。二部屋とか家族数によって。

河井 私は厚木にいた時に防音工事したらどうだと言われた。防音工事のレベルじゃない。家が揺らぐんだから。どうしようもなく引越した。

稲生 防音工事とかをやってあげるんだから我慢しろということで、ほとんど役にはたってない。

河井 「提言」のなかで防音工事をどう扱うか。

稲生 音を抑えるとしたら 実効のあることをしないといけない。

津田 家の中の生活ばかりじゃない。暫定措置（防音工事のこと）なわけで、防音工事の基準は省令か告示かだ。屋外での騒音を規制している訳だから。

平岡 騒音規制をしても、規制通りに事がすすまないから、自己防御、緊急避難的に防音工事をやろうということだろう。その工事をどう評価するのか。元から正さなければならぬものを、正せられないから臨時的、暫定的、緊急的な措置としていることをどう評価するのか。これをしてしまうとまた大変なことになってしまう。これをやってしまえば、元から断たなくてもいいではないかという話でもないだろう。

津田 「防音工事」の事を入れるのだったら「速やかに達成しなさい」と書いてある訳だから。「すみやかに」とは何年なのか、一般的には数日だろう。我々が速やかに作業しろ、

すみやかに書類を出せといえは数日のことだから。それが何十年と（かかっている）。

**河井** そう、それで我慢しろと言っている。

**南部** 先ほど出ていた線引きの問題、これはやはり大きいのではないか。見直しが全然ないということだから。そのことは私も良く聞く。道路隔ててこっちはあって、こっちはないと。線引きっていうのはむつかしい。

**河井** 原発でも同じ問題がある。

**南部** ここは避難地区だと言ってしまったら、境界線にいたものはどうするのか。

**津田** 原発の放射能汚染の分布と騒音とは同じなんだ。津波は狭いところに行ったら高くなる。騒音だって、何の障害もないところで測定して物理学的な数式にあてはめて、やっているんだと思う。そうでないとできないはずだから。そこへ行って測定してプロットするという訳じゃない。そうすると何が問題かという、市街地などでは反射して減衰することもあるが、増幅する事もある。騒音訴訟が始まった時に、通津の山の中や谷筋がものすごくうるさい。谷筋だと増幅（メガホンやパラポリアンテナで集音するのと同じ）して大きくなるのだが、騒音地区に指定されていない。不満が出る根拠はいっぱいある。このコンターもそう根拠（実際に測定してプロットしたものでないことから）がある話じゃない。

**平岡** 測定はして、測定値に基づいて線引きはしているんだろう。

**岩田** 2006年か、監視が無かったんだけど、いつの間にかラインを引いてしまった。それも秘密にしている。自治会長の時に由宇町のところだけ見せてもらった。川下地区は大変だったんだろうと思う。津田さんのところは一キロ沖に出してもかわらないんじゃないか。

**津田** 音が低く長く（低い高度で北に離陸するように）なった。騒音コンターがあまり役に立たないというのは、速度でレベル（騒音値）が変わってくる。巡航（巡航速度）しているのと、高速（高速飛行）で入ってくるのとでは全然音が違うから。

**稲生** いろんな事がでてくるし、矛盾だらけの事なんだけど、ここで上がってくるのは現実なんだ。ここでなんとかして拘束力を持たせるとか、規定を設けるとか言っても、今までの議論で言えばあまりそういう可能性があるかどうか疑問だが、言わなければならない。この提言を活かして、どういう形で論じていくか、提起していくかということなんだけど、こういう項目で、誰に向けて提言を出すかという事を話し合ってみたい

**河井** 津田さんの思いとしては一般市民に出すということか。

**津田** そう。

**河井** それが一番大きいと思うが、もう一つ踏み込んで、この提言を実現しなくてはいけないという考え方で、政治家にも出して、法的、制度的なものの調整をしなくてはならない。この提言を実現するためには何と何をしなくてはならないかを研究してもらおう。

**平岡** さっき言ったような問題点があるから、「この提言をやれ」と言われたらたぶん実現できない。地位協定を変えたら論理的に実現はできるけれども、政治的に実現できないという問題だと思う。政治的にも難しく、論理的にも難しいという、それでは難しいという事になる。さっきの「管理を変える」というのは、米軍の同意も必要だし、仮に管理をかえても、そこに法的な措置を適用するためには、地位協定の問題をやらなくてはならない。地位協定が入ってくると政治的な問題が入ってくる。そうすると法的な問題、政治

的な問題、両方入ってきてしまうという意味で難しくなってしまう。むしろ私の感じでは地位協定が一番の問題なので、「アメリカではこういうことができているのに、日本でできないのはおかしいじゃないか、そのためには地位協定を何とかしていくべきだ」ということになる。その時に具体的にどんな問題があるのかを、基地周辺だけじゃなくて一般の人達にも、全国的にも、「基地周辺の人達は困っている」ということを解ってもらうことが大事かなという気がする。

**河井** 大島でも爆音がうるさい。法的にどうかかわからないけれど、とにかく騒音で困っている、それを何とかしてくれ、というところからいつもスタートする。艦載機移駐反対の運動を始めた動機もそれである。これがどうなったらいいのか、ということをはっきり示す、問題が解決された状態を具体的に示しておくことは重要である。津田さんが提言しようとしている事は、第一段階として非常に重要だ。解決の見通しが具体的に見えてこない、私は大島にすめなくなる。どうなったらいいのか、という構図を示すことが必要である。それだけでは実現されないかもしれない。そのためには何が必要なのか。地位協定をなんとかしなければいけない。日米安保もこのままではいかんだろう。最終的には安保を廃止しなきゃいけない、というところまでいこう。この提言で、基地災害はどうしなければいけない、ということを示しておいて、そのための法的、制度的な環境整備として何と何をしなければいけないかを考える。安保や地位協定をどうする、という議論もでてくるだろう。この提言では、まず第一段階でここまでいかなければいけない、ということを示しておかねばならない。安保を議論するとき、倫理的に安保はいけないというが、基地災害は倫理の問題ではない。現実の問題だ。これでは人間らしく生きていけないというぎりぎりの現実の問題なのだ。沖縄や厚木ではもっと大変なのだ。

**津田** 平岡さんが言う、「法律、基地返還は安保改定よりむずかしい」というのは、もう一つ理解できないのだが、いま航空機には「環境基準」という法律があり、それは米軍にも適用できるという政府見解がある。

**平岡** 米軍に適用されるというが、問題は「適用」の意味だ。「米軍に適用できなければいけない、米軍は守らなければならない、それをしないとペナルティがある」という意味の「適用」と言うことまで意味するのか。

**津田** 法律は適用するというわけで、岩国は第一種空港に指定されている。米軍基地もおそらく第一種空港という規定があるのだろうと思う。

**平岡** 米軍基地に提供しているのは「飛行場」であって、「第一種空港」とは別だと思う。

**津田** 岩国基地は第一種空港だとなっている。

**平岡** いつからそうなったのかわからない。岩国はもともと税関空港だった時代があった。米軍に提供している「飛行場」と、民間空港としての「空港」という2ふたつの地位をもっているかもしれない。

**津田** 第一種空港というのは、「環境基準」ができたときに空港が指定されたのではないか。

**平岡** 国際空港を第一種空港、国内空港を第二種空港というように、国内航空法で仕分けしたものだと思う。米軍飛行場は空港とはいわない。飛行場だ。

**津田** 第一種空港とされたのは岩国錦帯橋空港ができる前のことだ。適用罰則規定まで強制力があるかどうかは別として、適用するという見解があるわけだから。

**平岡** 「国は、環境基準は米軍基地にも適用できる。米軍飛行場周辺地域にも適用される政府見解がある。環境基準は米軍飛行場には適用しないという見解がある」（インターネット情報の読み上げ）

**津田** 環境基準に罰則規定を設けことは可能と思う。環境規制法（大気や水質などもある）には罰則規定がある。

**平岡** 罰則規定は、米軍に適用できない。

**津田** 民間（工場や個人）の違反には罰則があるけれど、公の違反に罰則規定がないことがおかしいと思う。そこを変えるべきだ。

**河井** 岩国基地を罰則基準が適用できる基地にするというのが提言2の目的か。

**津田** いやいや、適用できるという前提がすでにある。民間には罰則を科すわけだから、公にも罰則があつてしかるべきで、基地の騒音の罰則規定を設けたという。

**平岡** 事業者の場合は法人が多い。法人には懲役などの罰則はない。罰金だけだ。そういう行為をした責任者には懲役などの罰則規定がある。国に罰金を課す場合、国は罰金を払うけれど、罰金をもらう主体でもある。そういう意味で、国に罰金を課すというのは、いまはない。基地管理者をどのレベルでとらえ、どういう行為にたいして罰則を科すのかというのは考えないといけない。アメリカ人が飛行機をとばして、当初予定以上の騒音を出したとき、自衛隊が基地管理者になった場合、自衛隊はどこまでそれを罰することができるのか。

**津田** それを法律化する。

**平岡** 提言1と提言2、1)、2)。これらを実施するためには「地位協定」を改定しなければいけない。航空特例法は地位協定を具体化するものとして制定された法律だ。航空特例法を廃止すると、別のものをつくらなければならない。「地位協定を改定する」ということをどこかに書いておかねばいけない。1)、2)がそれだろう。3)の飛行協定を全国一律にするというのは、地位協定を改定して、罰則規定がつくられて、まもらねばならないことになったとき、米軍基地ということでも守らねばならないということになる。それから3)⑤で「基地管理者」の概念がでてくるのは、提言2とむすびついているのか。提言2と結びつけたうえで、やっぱりこれは地位協定の問題だという整理をしなければいけない。

**河井** 地位協定の詳細な内部にたちいってここで提言する必要があるか。

**平岡** 「こういうことをするためには、地位協定を改定する必要がある」という表現を加えることになる。

**河井** それならわかるが、地位協定のどこをどう改定しなければいけないということまでここで論ずることが必要だろうか。それは次の段階の検討課題ではないか。ここで一気にやろうとするのは無謀ではないか。

**南部** 国内法を整備して、罰則規定をつくる。どうするということはやっていかねばならない。日本国内法を基地に適用するということが実行できないということがあったら、アメリカの航空法、環境法を準用してはどうかという提案もある。国内法をつくって遵守すべきだというと、米軍基地は治外法権だからそれはむりだということになる。ならアメリカの国内法を準用すべきだという議論になる。

**平岡** それは裁判権の問題にもなる。アメリカの国内法を適用するのを日本の裁判所です

るというのは、もう一つ別の問題になる。

**南部** いまは治外法権になっているから、日本の国内法を守らなくてもいいことになっている。この法を守れといっても、守れないという。そうしたらアメリカの法を準用しなければしょうがなくなる。

**津田** まえに中国四国防衛局とやりとりしたときに、彼らはアメリカの航空法は知りませんと答えた。

**南部** 本来はそれぐらい知っていなければいけない。逃げたのだ。

**津田** 平岡さんに出して頂いた質問主意書の回答は、中四国防衛局が書いたものだ。

**稲生** 安保や地位協定にふみこまなければならないということと言わないと

早くやらないとだめだと思うが、しかし、絶対にこういうことは言いたいという。周辺事態法とか有事法制のような、日本はアメリカの法整備をしている。早く国民として発言をしていかねばいけない。提言を具体的にあげて、その前提は安保、地位協定の全面的改定だ、ということをおかないとこれは言えないだろう。

**平岡** 基地公害の問題も、地位協定をどうするかという問題と一緒に考えないといけない。国内法だけでは解決できない問題だと思う。

**河井** 基地公害の現実的問題を3つの提言で記述しておいて、実現するためには日米安保、地位協定の全面改訂の方向にいかないといけないということを明記したうえで、この提言をおえる、ということにすれば、次につながってくる。

**南部** 地位協定の問題があることは明らかだが、なぜ考えねばならないかというためには、基地公害にこういう問題があるのだということを列記して実情を明記する、これをすると大きいのではないか。具体的に公害の現実を具体的に入れたほうがいいのではないか。なぜ地位協定を変えなければならないか、という方向にもっていかないと。

**平岡** 基地公害をどこまでとらえるかだが、交通渋滞とかいうこともありえるが、特に困難な問題として騒音をとりあげるといい。

**河井** 全部やりたいけど、收拾つかなくなるから、まず爆音からやろうという取り組みだと思う。爆音公害をなくするためには、安保も地位協定もこのままではいけないということ言えば、説得力がある。安保、地位協定を批判することの意味が伝わりやすいだろう。

**平岡** 提言2, 3を実現するために必要な地位協定の改定を行う必要がある。これは全部地位協定がかかわってくるので、「この提言には地位協定がかかわっているから、この提言を実現できるように、地位協定を見直ししなければいけない」という文言を加えるというまとめかたがあると思う。

**河井** 「地位協定憎し」ではなくて、こういうふうにしたい、そうすると、どうしても地位協定が引っかかってくる、だから地位協定もなんとかしなければいけない、ということにすれば、この提言は十分役割をはたすことになる。

**津田** 「提言」ということにするかどうかは別として、最終的な課題として地位協定まで。

**河井** この次誰かに、地位協定の改定の問題にとりくんで、演説してもらおう。

**平岡** 法務大臣のとき、地位協定の改定の必要を議論しているところで、どういうことが改定の必要があるか、みなさん考えてほしいといったが(法務省で)、全然あがってこない。仕方がないから、自分で地位協定の改定の案を作って、それをもとにして議論しようとし

たが、時間切れになった。こういう問題を官僚主導でやるというのは非常に難しい。日米交渉がからんでくるから、外務省がやるにしても、日米両方の政治家が政治主導で詰めていかなければいけない。

**津田** アメリカは、情報をだしている。あれの映画を NHK がやった。アメリカは部署部署に法律顧問を置いている。法律顧問が法律に反するかどうかを調べている。憲法に違反するということで、法務省の職員がもしやるのなら、時限立法みたいに、法律顧問を含めて。すごいなと思う。大統領は秘密裡にすすめる。そういうある仕組みがある。日本にも必要だ。

**平岡** アメリカの場合は「法律家の数だけ法律がある」と言われるほど、法律同士がいろいろ矛盾している。日本では、立法するときは、内閣法制局、衆議院法制局、参議院法制局が審査して、法律同士の齟齬がないように調整している。日本では、専門の法律家がいなくても、それなりの判断はできるという状況にある。

**河井** 3つの提言で、安保についてひとこといわないと収まらないという項目があるか。

**津田** 安保も地位協定も考慮なしにやってきた。それを棚にあげてなんとかならないか、とやってきた。

**平岡** 安保条約についてはとくにないのではないか。

**河井** 根本をやらないで、安保にふれないで、基地災害だけをコチャコチャやっても何にもならないよ、という世論もある。

**平岡** 「日米地位協定がすべてだ」と沖縄の前泊さんが書いている。

**津田** 世論の喚起をするには、ややこしい安保や日米地位協定などいいだすと、見向きもしない人が圧倒的に多くなるのではないかと思うからだ。国内法を守らせなさい、といえ、世論は納得しやすいのではないかとの思いから。

**河井** これでともかく出してみようというのも一方法だ。安保廃止をいわなければだめだ、という声がワーと出てくるかもしれない。

**津田** そうあわてることはないので、議論するといい。

**稲生** 騒音問題についてはこの程度で、最後に安保問題は今後の課題とするのでいいと思う。今回は騒音問題を中心にやる。私は安保については踏み込んで平和基本法の提案をしたのだが、この趣旨と、安保をすぐやめるということは無理だ、段階的にやめるプログラムを作るといい。これは前田さんのいうことで、平岡さんのいうことでやってもらったらいい。いろんなやりかたがある。

**平岡** 「平和創造基本法案」は前田さんをアドバイザーにしてやった。特に法案の前文には前田さんの意見がほとんどそのまま出ている。

**稲生** それで「国防軍」か。自衛隊というのもある。

**河井** 「提言」として発表する場合、提言3のところ切って「提言」とするか。

**津田** 「提言」と「資料」の二つにわけようと思ったのだが、ページ数がはみでてしまう。

**稲生** まず「提言」としてまとめるということか。

**津田** 「提言」としてまとめるかどうかはきまっていない。提言とそのあととをふたつに分けるということだ。

**河井** 後半を「関連資料」として添付すればいい。すこし分量は多くなるけれど。

津田 1 ページにおさまらない。

河井 これまで一番分量の多い「提言」は6 ページだった。

南部 津田さんは「地位協定」や「安保」の議論から、「提言」だけを切り離そうという原案だった。しかしそれだけではおさまらない。「最低、この問題については地位協定をこうしなければいけない、という提言にもっていかない、しょうがないだろう」というのが、今回の議論のコンセンサスだろう。もう一回津田さんにまとめかたを考えてもらうことにしてはどうか。

河井 どの程度言及するかだが、私は示唆的な言い方でもいいと思う。

南部 それでいいが、「地位協定にかならず行きつくよ」ということを明確に示すというデザインでどうだろうか。まだちょっと議論が足りないと思う。あまり提言を出すことを急がないで。今日の議論をふまえて津田さんにまとめてもらえれば、それでいい。

河井 一般市民に訴えるという意図で、厚木、沖縄などの爆音訴訟の人たちも同意できる内容にするといい。南部さんの言うようにすれば、乗ってこれるだろう。これまでの爆音訴訟団の協議の成果もここにでていると思う。

平岡 このままだと、専門家がみたら、日米地位協定に何ら触れていない点で問題外とされてしまうだろう。「日米地位協定は変える必要がある」という文言は必要だ。

南部 一番最後に、課題として日米地位協定の改定をあげておけばいい。

津田 あとは内容だ。相当はしおって提言をまとめた。

平岡 普天間基地に関して、「飛行場設置の条件からいって、こんな危険な飛行場は設置できない」と言われているから、同様なことを提言3で言えば、かなり「提言」として整ってくるのではないか。普天間基地のことも触れることによって、「世界的に見てこんなことはいけない」ということになる。

津田 普天間のことは知らないものだから、こんなことですませている。おっしまったことは入れたほうがいい。

河井 誰かに書き込みしてもらおうといい。共同作品だから。ただし津田さんが同意できる内容でないといけない。

平岡 2 ページ目の、上から6 行目、「地域の類型 A および B の居住地」と書いているが、その意味が一般の人には分からないのではないか。説明を加えたほうが良い。

河井 55 デシベルというのはどれほどの騒音なのかが、実感できない。これも書き込んでおくといい。

津田 それはできる。

稲生 もう一度津田さんに苦勞していただくことにして、今日はおきたいとおもう。

### 自由討論参加者（逆 50 音順）

平岡秀夫  
南部博彦  
津田利明  
白木茂美

岩国市楠町  
岩国市平田  
岩国市桂町  
岩国市平田

河井弘志  
岩田政弘  
稲生 慧

周防大島町日前  
岩国市由宇町  
岩国市岩国